

議案第二十号

東京二十三区清掃協議会規約の変更について

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

東京二十三区清掃協議会規約の変更について

東京二十三区清掃協議会規約（平成十二年四月一日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

第四条中「東京都新宿区四谷三丁目三番地一」を「東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号」に改める。

附 則

この規約は、平成十七年六月二十七日から施行する。

（提案理由）

東京二十三区清掃協議会の事務所に關し、規約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定に基づき、議決を経る必要がある。

東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約新旧対照表

新 規 約	旧 規 約
<p>(清掃協議会の事務所) 第四条 協議会の事務所は、東京都千代田区 飯田橋三丁目五番一号に置く。</p>	<p>(清掃協議会の事務所) 第四条 協議会の事務所は、東京都新宿区四 谷三丁目三番地一に置く。</p>